

事 項	基 準	配 慮 事 項	各景観で特に 配慮が望まれるもの			チ エ ッ ク 欄	具 体 的 な 取 組 み
			自 然 的 景 観	歴 史 的 景 観	都 市 的 景 観		

第4 大規模開発行為

1 土地の 形状及 び緑化	(1)のり面の擁壁 を避けるため の配慮 長大なり面及び擁壁が生じないように、できる限り現況の地形を生かすこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・のり面や擁壁は、緑化ブロックや表情の変化による工夫により、圧迫感の軽減に配慮しているか。 ・大きなり面や擁壁は分割し、圧迫感、威圧感を軽減するよう配慮しているか。 						
	(2)のり面の緑化 に対する配慮 のり面は、できる限りゆるやかな勾配とし、周囲の植生と調和した緑化を図ること。	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地に隣接した場所などでは、緑化とともに花木等による積極的な修景を行うよう配慮しているか。 ・やむを得ず勾配の急なり面や擁壁が生じた場合でも、緑化の工夫を図っているか。 						
	(3)敷地分割の適 正化への配慮 土地の不整形な分割又は細分化は避けること。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の計画段階から、適正な敷地規模、整形な敷地形状を確保するよう配慮しているか。 						
2 その他	(1)自然の活用と 保全への配慮 優れた景観を形成する樹木等がある場合は、その保全及び活用を図ること。	<ul style="list-style-type: none"> ・行為地内の優れた自然を積極的に保全し、活用するよう配慮しているか。 						

取り組みのなかで特筆すべき点：